

平成 2 4 年 度 事 業 計 画

1 基本方針

当センターは、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を取り戻すまでの間、いつでも、どこでも途切れることなく、個々の事情に応じて適切な支援が受けられ、ひとり一人の尊厳や人権が重んじられる安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいる。

平成19年4月に社団法人として設立され、昨年(平成23年)4月に「公益社団法人」に移行した当センターは、設立後、満5年を経過し県民への周知や理解も深まりつつあるなかで、その運営も順調に推移しており、広範多岐にわたる各種の被害者支援活動に的確に対応するため、現在、人的基盤や組織体制の充実整備に努めているところである。

本年度、当センターが取り組むべき大きな課題は、被害直後から警察と連携しながら早期かつ確かな支援活動が可能となる「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を山梨県公安委員会から受けることである。

「早期援助団体」の指定取得には、関係法令に定められた資格・要件を充足する人材の確保と支援活動の中で知り得た被害者等に関わる個人情報等の組織的管理やその運用システムについて厳格な対応や処理が必要不可欠であり、これまでの人材の計画的育成に加え、現在、見直し作業中である当センター定款及び附属規程の精査が終了次第、2012(平成24)年度前半の早い時期に山梨県公安委員会へ「早期援助団体」の申請を行う予定である。

さらに、被害者支援事業を支える重要な課題としては、安定した財政基盤の確立、被害者支援の必要性・重要性を広く呼びかける広報啓発活動、警察・県・市町村・その他関係機関との緊密な連携による幅の広い、質の高い被害者支援活動への取り組み等が挙げられる。

なお、設立後満5周年の記念事業として講演会、手記の発行等にも取り組む予定である。

2 主要事業

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体の早期取得と警察との緊密な連携による支援活動の活発化。
- (2) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化。
- (3) 関係機関、被害者、県民等に対する広報・啓発活動の積極的かつ継続的推進。
- (4) 各種研修の随時開催と他機関研修への派遣による支援員の資質・能力の錬磨向上。
- (5) 賛助会員等の拡大による安定した財政基盤の構築。

平成 2 4 年 度 事 業 計 画

実 施 事 項	実施時期	実 施 内 容	
会 務 運 営	社員総会	6 月	甲府市内において開催する。
	理 事 会	年 間	総会前及び必要に応じて開催する。
相 談 活 動 の 推 進	電 話 相 談	年 間	電話相談員(ボランティア支援員)の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メー ル 相 談	年 間	被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面 接 相 談	年 間	面接相談員(直接支援員)の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
	専 門 相 談	年 間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談を実施する。

直接的支援 活動の推進	付添い支援	年 間	被害者等からの依頼により、直接支援員等が裁判所、検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年 間	被害直後の一定期間、被害者等に対し、支援員が買い物、身の回りの世話等日常生活への限定的な支援を行い、負担軽減を図る。
間接的支援 活動の推進	間接支援	年 間	相談内容等に応じて関係機関・団体等と連携しての支援や紹介・仲介を行う。また関連情報の提供や必要事項の照会・手配を行うほか犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接支援を行う。
	自助グループへの支援	年 間	H24年1月23日に結成した自助グループの運営に積極的に関与し、被害者同士で支え合える活動が効果的に機能するよう積極的な指導・助言を行う。
ボランティア支援員の 養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	新規(ボランティア)支援員の第6期生を随時募集し、12月～翌年3月の間、養成講座を開催する。
	育成講座(研修会)	年 間	活動中のボランティア支援員の意識を高め、知識、技能の向上を図るため、講師を招き随時開催する。
相談体制の 充実	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発 活動	設立後満5周年記念事業		設立後、5周年経過による講演会、被害者遺族の手記発行等の記念事業に取り組む。
	広報活動	年 3 回	機関誌「あなたの思いやり」を発行し、会員・非会員を問わず、広く県民等に業務内容、活動状況を広報する。
		年 間	チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じた広報活動により被害者支援の重要性、当センターの事業内容の広報に努める。ホームページへ常に新しい情報を掲載し、被害者支援の現状、活動の重要性・必要性を紹介する。
啓発活動	年 間	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、被害者支援の現状、当センターの支援活動状況等の周知を図る。	
		11月	県民の被害者支援に対する理解と意識を高めるため、公開講座、講演会等を随時開催する。
調査研究 活動	調査活動 及び 研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ積極的に参加させ被害者支援活動あり方と今後の課題、方向性等について研鑽を積み、当面の取り組みに反映させる。 また、山梨県警察、山梨県、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会、市町村、山梨県弁護士会、法テラス山梨、検察庁、裁判所等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえたうえで、当センターの組織体制、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等へ反映させて効果的な活動を推進する。